

本ガイドラインは、「三重県新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（三重県指針 ver.3～10）や「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本博物館協会・令和2年5月14日）などを参考に、博物館として実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

なお、感染拡大の状況により、変更する場合がある。

## 1 総論

- マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- 当面の間、屋外でのイベントや講座以外は中止または延期する。
- 事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、博物館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、鳥羽市教育委員会等と協議して、必要な対応を講じる。

## 2 来館者の安全確保のために実施すること

- 入館時
  - ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう呼びかける。
  - ・ 入館時に緊急時の連絡・確認等のため、代表者の方には連絡先のご記入をお願いする。
  - ・ マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を要請する。マスクを持参していない来館者に対しては、マスク着用と同等の感染防止措置を依頼する。
  - ・ パンフレット等の配布物は手渡して配布せず、据え置き式とする。
- 閲覧・観覧時

- ・ 常に人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保するよう呼びかける。
- ・ 展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 分散しての鑑賞を呼びかける。
- ・ 展示ケースや展示資料・作品への接触は禁止する。
- ・ 展示室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

### 3 施設管理

#### ○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 定期的な換気を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定のうえ注意する。高頻度接触部位の例：テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、タッチパネル、蛇口、手すり
- ・ 車椅子等の貸出機材等

#### ○ 受付等

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、1～2mを目安として間隔を確保するよう、床面に表示等を行う。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

#### ○ 休憩スペース

- ・ 対面での食事や会話を回避するよう促す。
- ・ 間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒する。

#### ○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

#### ○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。

- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
  - ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗淨する。
  - ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。
- カフェ、ミュージアムショップ等
- ・ 事業者等と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。なお、対策が困難な場合は、当面の間、休止する。

#### 4 従事者の安全確保のために実施すること

##### ○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱(37.5℃以上)や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。

##### ○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 職員はマスクを着用する。

##### ○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

#### 5 広報・周知

○ ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱(37.5℃以上)、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方、感染もしくは感染の疑いのある方が身近にいられる方、当面、県外の方などの来館を控えていただくよう周知する。

○ 入口や館内の掲示等により、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知する。

2021年5月1日現在  
鳥羽市立海の博物館